

## 介護認定調査員の具体的な業務内容について

主な業務内容は、要介護認定調査にかかる業務です。

任用当初は、現任市調査員の認定調査に同行し、調査の流れを把握した後、単独で認定調査を行っていただきます。

### ①介護保険に関する認定調査

- ・認定調査日の日程調整（電話対応）
- ・認定調査（1日4件）
- ・担当地区（市内14地区、市役所からの距離によって移動手段を考慮して割当てます。）
- ・移動手段（公用の原付バイク・電動自転車・普通自転車）

### ②認定調査票の作成

- ・認定調査後、できる限り当日中に作成。
- ・手書き（パソコン、入力システムの配備はありません。私用パソコンの持込不可。）

### ③委託先事業者等の調査員が作成した認定調査票の確認

※任用当初からの業務ではなく、まず①②の業務に従事いただき習熟されたのちに、認定調査の依頼状況により、他の認定調査票の確認を行っていただきます。

### ④新任・現任調査員研修講師補助

- ・委託先事業者の調査員に適正な認定調査の実施方法を習得していただくため、講師として実地見学研修を行い、認定調査の同行・助言を行っていただきます。（年1回）

### ⑤その他

現時点で想定している業務はありません。